

東京都保健医療計画（東京都医師確保計画を含む）の改定について

計画の性質

医療法に定める「医療計画」を含むものであり、東京都の保健医療に関し、施策の方向を明らかにする「基本的かつ総合的な計画」

次期計画期間（6年間（※1、2））

令和6（2024）年度から令和11（2029）年度まで

※1：中間年で必要な見直しを実施。

※2：東京都医師確保計画については3年ごとに見直しを実施。

改定のポイント（全体について）

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により浮き彫りとなった地域医療の様々な課題に対応するとともに、人口構造の変化への対応を図る。
- ・新たな事業（6事業目）として新興感染症への対応に関する事項を追加。
- ・現行計画期間中に追加した「医師確保計画」「外来医療計画」についても医療計画本体と併せて見直しを行う。

スケジュール

	令和5年度										
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
医療審議会					●骨子について					●計画案の 諮問	●計画案の 答申
保健医療計画推進協議会					●骨子案検討、 進捗状況評価		●素案 検討				
保健医療計画推進協議会 （改定部会）		疾病事業ごとに検討		●骨子案 検討		●素案 検討					
地域医療対策協議会 （親会）	●第1回		●第2回	●第3回					●第4回	●第5回	
地域医療対策協議会 （各部会）	骨子案検討			素案検討							

1月～3月：三師会・保険者協議会・区市町村への意見照会
1月～2月：パブリックコメント